

旭市商工業後継者育成補助の対象事業など

事業名	補助対象経費	補助率	補助限度額
講演会等開催事業 ※団体に限る	報償費、会場借上料、その他必要と認められる経費	補助対象経費の1/2	200,000円
研修参加支援事業	公的機関が実施する研修会参加経費(交通費、宿泊料、研修負担金)	〃	1人当たり 50,000円
その他必要と認める事業 ※団体に限る	必要と認められる経費	〃	200,000円

旭市の商工業の次世代を担うリーダー、および後継者を育成するための講演会などの開催や研修参加に対し、補助金を交付します。

補助を受けるには、講演会の開催や研修参加前に申請する必要があるとあります。

対象／●商工会 ●中小企業等協同組合法に基づく事業協同組

後継者育成のための補助  
旭市商工業後継者育成事業

国指定史跡の大原幽学ゆかりの水田で、米作り体験をしませんか。春の田植えから秋の収穫祭まで4回のイベントを予定しています。

内容／●田植え：5月4日(土・祝) ●草取り：7月7日(日) ●稲刈り：9月8日(日)

●収穫祭：10月5日(土)

場所／大原幽学遺跡史跡公園



かすりの着物で田植え体験

豊かな自然と農業の魅力を体験  
「幽学の里で米作り」  
参加者募集

合およびこれに準ずる団体

●商店会および通り会などの任意の商店街団体 ●商工業を営む事業者

※予算の範囲内で随時募集しています。

●国岡商工観光課商業振興班(☎62・5874)

今後市の取り組みを検証し、改革・改善に結び付ける評価を行うとともに、評価結果は事務事業の見直しや予算への反映を通じて、行政運営の改善に役立てていきます。

行政改革推進課行政改革推進班(☎62・5345)

限りある資源を有効に活用し、効果的で効果的な行政運営を行うため「事務事業の目的は妥当か」「目標に達しているか」「課題は何か」「課題解決に向け何をすべきか」といった視点で、平成23年度に市が実施した121事業の評価を行いました。評価結果は行政改革推進課、または市ホームページで見ることが出来ます。

行政運営の改善に向けて  
平成24年度事務事業  
評価結果を公表

参加料／●家族：6,000円(一家族6人まで) ●個人：4,000円

※いずれも米5kg付き

定員／80人

申込期限／4月22日(月)

●国岡旭市都市農漁村交流協議会事務局(農水産課農業推進班・☎68・1174)

旭中央病院便り vol.8



ト指標であるISO9001を取得しており、定期的に第三者機関による審査を受けることで、安心・安全な医療の提供を推進しています。

今後も患者さんの満足度の向上と、医療の質の継続的な改善と向上、また医療安全の推進に努めていきます。

<http://www.hospital.asahi.chiba.jp/>

病院機能評価(ver. 6)の認定(更新)を取得

昨年11月に、公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価が行われ、2月9日付けで病院機能評価(ver. 6)の認定証(更新)の交付を受けました。



日本医療機能評価機構

病院機能評価とは、医療の質と安全の向上を目的として、一定の基準に基づき評価されるもので、審査の結果、一定の水準を満たしていると認められた病院に認定が与えられるものです。当院はほかにも、ISO(国際標準化機構)による品質マネジメント

外来担当医が一部変更となります

人事異動などにより、4月から一部の外来で担当医の変更があります。受診の際は、病院ホームページなどで確認するか、問い合わせください。

ボランティアを募集しています

当院では来院者への案内、身体の不自由な人の介助などを行うボランティアを募集しています。当院でのボランティア活動に興味のある人は、総務人事課まで問い合わせください。

旭中央病院(☎63-8111・代表)



問：問い合わせ  
申：申し込み

済んでいますか？

## 国民健康保険の保険給付支給申請

国民健康保険に加入している人には、さまざまな保険給付があります。病気やけがなどで医療機関を受診したとき、その医療費などが一部負担で済むほか、

国民健康保険に加入している人には、さまざまな保険給付があります。病気やけがなどで医療機関を受診したとき、その医療費などが一部負担で済むほか、

別表

保険給付	支給要件	申請期間	案内方法
高額療養費	1か月に支払った医療費の自己負担額が高額となり、自己負担限度額を超えた場合	診療月の翌月1日から起算して2年間	該当する世帯の世帯主に支給勸奨通知を送付しています。
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の1年分の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合	該当年度7月31日の翌日から起算して2年間	
出産育児一時金	出産した場合	出産日の翌日から起算して2年間	
妊産婦付加金	妊産婦が、母子手帳の交付を受けた月から出産した翌月までに保険診療を受けた場合	支給申請書が届いた日から起算して2年間	
葬祭費	国民健康保険に加入していた人が亡くなった場合 ※葬儀を行った施主に支給	葬儀を行った日の翌日から起算して2年間	死亡届け出時に案内しています。

付を受けることができます。  
**国民健康保険年金課国民健康保険班**  
 (☎62・53331)

### 住宅用太陽光発電システム設置に補助金

市では、住宅用太陽光発電システムを設置する人に、費用の一部を補助しています。  
**補助対象者**／自ら居住または居住予定の市内の住宅に未使用品の発電システムを設置する人、または未使用品の発電システムが設置された自ら居住予定の住宅を市内に購入する人  
 ※世帯全員が市税を滞納していないこと。

補助金額／発電システムを構成する太陽電池の最大出力(kw)に25,000円を乗じた額とし、10万円まで。  
**申し込み方法**／設置工事の着手前に、申請書に必要書類を添えて提出してください。  
**必要書類**／設置工事請負契約書などの写し、最大出力が確認できる書類の写し、設置予定図面、住宅の場所が確認できる図面、

## 東日本大震災被災者支援情報

### 災害義援金や災害見舞金の申請は4月30日(火)まで

被災した世帯に対し、被害の状況に応じ「千葉県災害義援金」「旭市災害義援金」「旭市災害見舞金」を支給しています。手続きが済んでいない世帯は、必ず期限までに済ませてください。

**対象**／震災発生時、旭市に居住していて、人的被害・住宅被害を受けた世帯

※車庫、物置、空き家、工場などの住家でない建物は住宅被害の対象外。居住状況により、支給されないこともあります。

**申請期限**／4月30日(火)

※期限を過ぎると支給されません。

**必要書類**／旭市災害見舞金振込口座届出書、災害義援金配分申請書、預金通帳の写し

※届出書と申請書は社会福祉課にあります。

☎社会福祉課 (☎62-5317、☎62-5861、☎62-5351)

### 介護保険サービス利用者負担額などの減免期間を延長

減免期間が平成26年3月31日まで、1年間延長となります。対象者には新しい減免認定証などを郵送します。

☎高齢者福祉課介護保険班 (☎62-5308)

着工前の屋根の写真、市税の納税証明書など  
**国民健康保険課環境政策班** (☎62・5328)

### 「出張消費生活センター」

平日に相談できない人や、消費生活センターまで来ることが困難な人のために、毎月一回土曜

休日に相談を受け付けます

**4月の出張相談**  
 日時／4月13日(土) 午前9時～午後4時  
 場所／海上公民館  
 費用／無料  
**問旭市消費生活センター** (☎63・7272)